

片峰意見書

ポイント

- ① 本会議における議論及び取りまとめ文書は、文科省における議論と有機的に連動するとともに、それらの議論に先導的影響力を行使するものであるべき
- ② いかにして運営費交付金の枠の中で新しい予算枠を設定できるのか、新たな財源の捻出も含めて検討すべき
 - － 規制緩和の更なる拡大を条件に、外部資金依存度の高い大学群については、運営費交付金を減額し、その差分を地方創生に本気で取り組む特定の地方国立大学に優先的に配分することも一案
 - － 補助金予算の一部を運営費交付金に移管すること等により、地方創生に本気で取り組む特定の地方国立大学を支援することも一案

文部科学省において、2022年度から始まる第4期中期に向けて国立大学法人の組織、機能や国の支援の在り方の抜本的見直しに関する議論が開始されている。これは昨年6月に閣議決定された骨太方針の中で、「个性的かつ戦略的な独立した大学運営を可能にする国立大学法人の大胆な改革の必要性」が謳われたことに端を発している。したがって、国と国立大学法人の契約関係を見直し、これまでの規制による事前管理型から結果管理型の自律的契約関係を新たに構築すること、及び運営費交付金の見直しをふくめた大学の経営裁量の拡大が議論の眼目となっており、それぞれの会議体で検討が行われている。本会議における、特例的な地方国立大学の定員増を含む地方大学の改革とそのための予算措置の議論及び取りまとめ文書は、文科省における議論と有機的に連動するとともに、地方創生に向けた地方大学改革の視点からそれらの議論に先導的影響力を行使すべきである。以下、その観点から、国による予算措置に係る考え方について私見を記す。

今回の国立大学法人改革における大学経営裁量拡大の主旨からは、運営費交付金の枠組みの中に、改革に本気で取り組む大学に限定して自由裁量度の高い予算枠を創設し、その中で特例的な学生定員増を含む地方国立大学改革を支援する可能性が考えられる。しかしながら、2004年の法人化以降2013年度まで運営費交付金額は毎年減額され続け、その間、多くの地方国立大学は人員削減を余儀なくされ基盤的体力を大きく削がれた。2014年度以降は交付金総額は維持されてきたものの、消費増税、厚生福利費負担増などの支出増要因が重なり、各大学はギリギリで教育研究の基盤を維持しており、大学の現状変革は時間をかけたスクラップ&ビルド以外は、外部資金にたよらざるを得ない状況に立ち至っている。その中で、いかにして現行の運営費交付金の枠の中で新しい予算枠を設定できるのか。新たな財源の捻出をふくめて検討する必要がある。

法人化以降の経緯の中で顕著になったのが、外部資金獲得額の極端な偏在であり、それに

基づく大学間格差の拡大である。指定国立大学を中心とした一部の大学では、既に運営費交付金額を外部資金獲得額が上回るなど、出資、資金運用、借入・債権発行などの規制緩和の恩恵を有効に享受する素地が育っているのに対し、多くの地方国立大学では未だ運営費交付金依存度が高く、規制緩和による裨益は限定的である。規制緩和の更なる拡大を条件に、外部資金依存度の高い大学群については、運営費交付金を減額し、その差分を地方創生に本気で取り組む特定の地方国立大学に優先的に配分することも一案であろう。

運営費交付金が法人化以降削減され続けた一方で、特定の大学政策目標に特化した様々な競争的資金の枠組みが創設され、それに投入されるに補助金額が大きく増大した。確かに法人化当初に謳われた「競争的環境」の醸成や大学における教育・研究の高度化・個性化・国際化に一定の役割を果たしたのは事実であるが、法人化後 18 年を経過し、国立大学法人の自律的経営への転換が要請される現在にあっては、補助金の在り方も見直されるべきである。上記の地方国立大学の現状にあっては、補助金予算の一部を運営費交付金に移管する、あるいは従来とは異なり目的を限定することなく大学が自由に裁量できる「新しい補助金枠」を創設することで、地方創生に本気で取り組む特定の地方大学を支援することを考えてもよいのではないか。

地方創生は一地方国立大学のみでの努力で達成できるものではなく、地域の公立・私立大学をふくめた産学官の有機的協働が不可欠であり、文部科学省予算にとどまらず省庁横断の国全体の支援が必須であることは言うまでもない。